

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けの義務付けに関する施行通知（概要）
《平成17年2月18日付け環廃対発第150218003号、環廃産第050218001号》

1 運搬車への表示の義務付け（令第6条第1項第1号イ、規則第7条の2の2及び第8条の5の3等関係）

(1) 表示の方法

「運搬車」とは、主に道路において運行の用に供される自動車を指すものであり、鉄道車両や道路以外の場所のみにおいて用いられるもの（専ら構内の運搬の用に供されるもの等）は含まない。

「車体に見やすいように表示すること」とは、車体に直接塗料等を用いて表示することやマグネットシート等による着脱式の標章（走行中に車体から容易に落ちないものに限る。）を用いて表示すること等が考えられ、産業廃棄物を収集運搬する際のみ車体に標章を貼り付けておくという取扱いでも差し支えない。ただし、これらの表示がなされていても、シート等で隠れて実際に表示が見えないような場合には表示義務違反に該当する。

「両側面」については、車両の進行方向に対する左右の面を指すものであって、左右の面に鮮明に表示することができれば特に表示の場所を問わず、左右で表示の位置が非対称であっても、また、運搬車本体ではなく荷台や牽引される車両の両側面に表示することでも差し支えない。

(2) 表示する事項

表示する事項については識別しやすい色によって表示するものとし、「識別しやすい色」とは、例えば車体へ直接表示する際には車体の色に応じた識別しやすい色や、標章においては黄色の地に黒色の文字などが考えられる。ただし、赤色や橙色の反射材を用いて表示すると自動車の灯火等誤認のおそれがあるので、適当でない。

「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨」については日本工業規格Z8305に規定する140ポイント（約5cm）以上の大きさの文字、それ以外の事項については日本工業規格Z8305に規定する90ポイント（約3cm）以上の大きさの文字及び数字で表示しなければならない。

表示する文字及び数字については、活字（印刷されたもの）を用いることとなるが、活字と遜色ないと認められる場合には手書きでも差し支えなく、また、書体や文字の太さは特に問わない。ただし、通常人をして容易に読み取れないようなものは認められない。

「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨」の表示としては、「産業廃棄物収集運搬車」（車体が小さいなど、表示場所の制約により「産廃運搬車」と記載する場合や、既に「産業廃棄物処理業」等の表示がなされている場合はこれらの表示でもやむを得ない。）といった例が想定されるが、通常人をして一見して産業廃棄物を収集運搬している旨が読み取ることができないような表示は認められない。

「氏名又は名称」については、原則として許可証に記載された氏名又は名称と同じものを表示することとし、通常人をして当該運搬する者の許可証に記載された氏名又は名称が容易に想像できないような略称や、屋号単独による表示等は認められない。

すでに氏名若しくは名称又は許可番号等が大きさ等の要件を満たして表示されている運搬車については、表示されていない事項のみ新たに表示すれば足りる。

(3) 特別管理産業廃棄物の運搬車の表示についても上記(1)、(2)と同様である。なお、特別管理産業廃棄物の運搬車であっても、特別管理産業廃棄物でなく、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨を表示すれば足りる。

2 運搬車への書面備え付けの義務付け（規則第7条の2第3項、第7条の2の2第4項及び第8条の5の3等関係）

(1) 事業者

備え付ける書面の記載事項を含むものであれば、伝票等の書面をもって代替することも可能である。その場合、複数の書面によってこれらの記載事項を網羅するものであっても差し支えない。

(2) 産業廃棄物収集運搬業者

産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を使用している者において、複数の運搬車で一枚の産業廃棄物管理票が交付されている場合には、いずれかの運搬車に産業廃棄物管理票を備え付ければ足りる。

電子マニフェストを使用している者において、「運搬する産業廃棄物の種類及び数量」等4項目を記載した書面を備え付けるか、または、これらの事項を記録した電磁的記録（ハードディスク、フロッピーディスク、シー・ディー・ロム等）の備え付けでもって代替することも可能であるが、その場合にはパソコン等を用いてその場で直ちに当該内容を表示できることが必要である。

電子マニフェストを使用している者において、携帯電話端末、無線端末等の連絡設備等によって情報処理センターや収集又は運搬を行う者の本社等と常時連絡が可能であり、連絡によって「運搬する産業廃棄物の種類及び数量」等4項目の記載事項を直ちに確認できる場合には、書面又は電磁的記録の備え付けは不要であるが、山間部など連絡が困難な場所における収集運搬や深夜の収集運搬など、連絡ができない又は連絡しても連絡先が対応できないような場合には書面又は電磁的記録を備え付けなければならない。

産業廃棄物収集運搬業が備え付ける許可証の写しについては、実際に収集運搬業務が行われる区域の都道府県及び保健所設置市の許可証の複写が必要であるが、必ずしも原本と同じ大きさのものでなくとも差し支えない。

3 運搬船の取扱い（規則第7条の2、第8条の5の2及び様式第1号等関係）

産業廃棄物を収集又は運搬する運搬する船舶については、既に表示及び書面の備え付けの義務が課されているところであるが、今回の運搬車への表示書面備え付けの義務付けに合わせて所要の改正が行われた。

運搬船については、規則様式第一号において表示の様式が定められており、当該様式に従って表示を行わなければならない。

運搬船に係る書面備え付け義務については、運搬車への書面備え付け規定の取扱いを同様な取扱いである。